第四十五条の三の次に次の一条を加える。

（法第二百九十二条第一項第四号の五ロの政令で定める日等）

第四十五条の四　第六条の二十四第一項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五ロに規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第一項中「第五十二条第二項第一号」とあるのは、「第三百十二条第三項第一号」と読み替えるものとする。

2　第六条の二十四第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第四号の五ハに規定する政令で定める日について準用する。この場合において、第六条の二十四第二項中「第五十二条第二項第二号」とあるのは、「第三百十二条第三項第二号」と読み替えるものとする。

第四十六条の二の次に次の一条を加える。

（恒久的施設の範囲）

第四十六条の二の三　第七条の三の二第一項及び第二項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号イに規定する政令で定める場所について準用する。この場合において、第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」とあるのは、「第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

2　第七条の三の二第三項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ハに規定する政令で定める者について準用する。

第四十八条の二を次のように改める。

（法第三百十二条第六項の政令で定める日等）

第四十八条の二　法第三百十二条第六項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第一項において読み替えて準用する第六条の二十四第一項に規定する日とする。

2　法第三百十二条第七項に規定する政令で定める日は、第四十五条の四第二項において読み替えて準用する第六条の二十四第二項に規定する日とする。

第四十八条の九の二第一項中「控除対象外国所得税の額」の下に「及び同法第百六十五条の六第一項に規定する控除対象外国所得税の額」を加え、同条第二項中「この条」を「この項及び第五項」に改め、「）において課された外国の所得税等」の下に「（当該年の前年以前三年内の各年のうち翌年の一月一日に所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた年において課されたものを除く。）」を加え、「所得税法第九十五条、」を「同法第九十五条及び第百六十五条の六の規定並びに」に、「及び法」を「及び」に、「、法第三百十四条の八」を「、同条」に改め、同条第五項中「係る法第三百十四条の八」を「係る同条」に改め、同条第六項中「同条の外国の所得税」を「同条第一項に規定する外国所得税」に改め、「翌年度分」の下に「及び同法第百六十五条の六の規定により同条第一項に規定する外国所得税の額を控除する年度の翌年度分」を加える。

第四十八条の九の十二第一項中「同法」を「同法又は」に、「、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）に基づく老齢又は退職」を「による老齢」に改め、同項第二号中「次条」を「次条第二号」に改め、同項第三号中「次条」を「次条第三号」に改め、同項第四号から第六号までを削り、同条第二項第一号中「次条」を「次条第四号」に改め、同項第二号中「次条」を「次条第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第一号の次に次の三号を加える。

二　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この号において「昭和六十年国共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）及び昭和六十年国共済法等改正法等第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）（次条第五号及び第六号において「旧国共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

三　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下この号において「昭和六十年地共済法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）及び昭和六十年地共済法等改正法等第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（次条第九号において「旧地共済法等」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

四　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号。次条第八号において「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金

第四十八条の九の十三第五号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第四十八条の九の十七の次に次の一条を加える。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における市町村民税の所得割の徴収猶予の申請手続等）

第四十八条の九の十八　法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める日は市町村長が当該各号に掲げる場合に該当する旨を通知した日とする。

一　相互協議（法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する相互協議をいう。以下この項において同じ。）を継続した場合であつても同条第一項に規定する合意（以下この項において「合意」という。）に至らないと国税庁長官が認める場合（同条第四項各号に掲げる場合を除く。）において、国税庁長官が当該相互協議に係る条約相手国等（同条第一項に規定する条約相手国等をいう。以下この項において同じ。）の権限ある当局に当該相互協議の終了の申入れをし、当該権限ある当局の同意を得たとき。

二　相互協議を継続した場合であつても合意に至らないと当該相互協議に係る条約相手国等の権限ある当局が認める場合において、国税庁長官が当該権限ある当局から当該相互協議の終了の申入れを受け、国税庁長官が同意をしたとき。

三　租税特別措置法第四十条の三の四第一項に規定する所得税の額に関し国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意が行われた場合において、当該合意の内容が当該所得税の額を変更するものでないとき。

2　法第三百二十一条の七の十二第二項の規定により担保を徴する場合には、期限を指定して、その提供を命ずるものとする。この場合においては、第六条の十並びに第六条の十一第一項及び第二項の規定を準用する。

3　法第三百二十一条の七の十二第一項の規定による徴収の猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、同項の申立てをしたことを証する書類その他の総務省令で定める書類を添付し、これを市町村長に提出しなければならない。

一　当該猶予を受けようとする所得割の納税義務者の氏名、住所及び個人番号

二　法第三百二十一条の七の十二第一項に規定する所得割額並びにその年度及び納期限

三　前号の所得割額のうち当該猶予を受けようとする金額

四　当該猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、当該猶予の期間が三月を超える場合には、その申請時に提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の名称又は氏名及び主たる事務所若しくは事業所の所在地又は住所若しくは居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

第四十八条の十一の七中「第三百二十一条の八第十項」と」の下に「、「法第五十三条第九項」とあるのは「法第三百二十一条の八第九項」と」を加える。

第四十八条の十一の十三中「第三百二十一条の八第十六項」と」の下に「、「法第五十三条第十五項」とあるのは「法第三百二十一条の八第十五項」と」を加える。

第四十八条の十三第一項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同条第二項中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第三十項中「第八項又は第二十項」を「第九項又は第二十一項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十九項中「第七項ただし書」を「第八項ただし書」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に、「第二十項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十七項を同条第二十八項とし、同条第二十六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十四項中「第二十一項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十一項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二項とする。